

内閣総理大臣殿

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）、東京 2020 パラリンピック競技大会の開催に先立ち、日本政府が差別の禁止と平等の原則を積極的に受け入れ、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人たちを差別から保護する法律を速やかに制定することを求めます。

性的指向や性自認による差別を恐れることなく生き、誰かを愛することは、すべての人に保障されるべき権利です。すべての人は平等であり、人を愛することについても平等な権利が保障されています。性的指向や性自認、インターセックスであることによる差別を含む、あらゆる差別は国際人権基準において禁止されています。

2019 年 4 月に全面施行された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を筆頭に、日本では LGBTI の人びとの権利を尊重し保護する前向きな動きが広がっています。しかし、日本には性的指向や性自認による差別をなくすための国の法律はなく、LGBTI の人びとの権利の保護は不十分です。

オリンピック精神に基づき、スポーツマンシップや「多様性と調和」を称える祭典の開催国として、日本には全世界の注目が集まっています。今、日本はオリンピック精神に則り大会の開催を迎えるということを、はっきりと行動で示すことが求められています。

公正と平等のために前進し、性的指向や性自認に基づく差別、そしてインターセックスであることに基づく差別から、すべての人を保護する包括的な差別禁止法を制定することを、日本政府に要請します。